CORPORATE GOVERNANCE

SINKO INDUSTRIES LTD.

最終更新日:2018年6月27日 新晃工業株式会社

代表取締役社長 武田 昇三

問合せ先:管理本部 TEL:06-6367-1811

証券コード:6458

https://www.sinko.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、株主、従業員、取引先等のステークホルダーに対する社会的責任を果たし、企業価値の継続的な向上を実現するため、経営の健全性・透明性の確保と迅速な事業体制の構築が不可欠と認識しております。当社は、コーポレート・ガバナンスを、これらの目的を達成するための仕組みと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2-4.議決権電子行使の環境作りや招集通知の英訳】

当社は、海外投資家の比率や対応に必要な諸条件等を総合的に勘案し、現時点では議決権電子行使の環境や招集通知の英訳は不要と考えております。

今後、海外投資家の議決権比率や要望の状況等を踏まえ、上記対応の検討を進めてまいります。

【補充原則3-1-2.英語での情報の開示・提供】

当社は、海外投資家の比率や対応に必要な諸条件等を総合的に勘案し、現時点では英語での情報の開示・提供は不要と考えております。 今後、海外投資家の議決権比率や要望の状況等を踏まえ、上記対応の検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

当社が、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有するのは、取引の強化・円滑化等、企業価値を高めステークホルダーの利益につながる場合としております。

当社が株主である会社の会社提案の議案には、基本的には賛成する方針です。ただし、企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議 案等については、その目的及び企業価値向上に向けた考え方等を確認した上で、賛否を総合的に判断する方針です。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社と取締役や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)は、取締役会規程により取締役会決議事項としており、取締役会の承認を得るものとしております。

【原則3-1.情報開示の充実】

当社は、主体的な情報発信を目的とし、以下の事項について情報開示しております。

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営戦略、ビジョンにつきましては、ホームページ上に公開しております。

経営理念:https://www.sinko.co.jp/company/philosophy/

経営戦略:https://www.sinko.co.jp/ir/strategy/

ビジョン:https://www.sinko.co.jp/company/philosophy/

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書「1.1.基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針は、当報告書「2 . 1 . 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載のとおりであります。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役会が、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっては、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための 資質を備える等、能力や人柄を踏まえ総合的に検討しております。また、選任・指名は、前述の方針に従い、取締役会にて決議しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明取締役の個々の選任に関する説明は、「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-1-1.取締役会による経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員及びその他の使用人が、経営理念及び行動規範に則って、法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括しており、内部統制システムを整備するとともにコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持に努めております。

取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行っております。また、取締役会は、業務執行の責任と役割を明確化し、現場レベルでの意思決定を当社の執行役員に委任しており、取締役及び執行役員の職務執行状況の監督等を行っております。取締役は、執行役員及び製造連結子会社の取締役が出席する業務統括会議など重要な会議へ参加し、執行役員等に対して業務の執行状況の報告を求め監督しております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

当社では、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上等を目的として、独立社外取締役を2名選任しております。各々の独立社外取締役が有する豊富な経験と専門知識を当社の経営に活用しております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の候補者の選定に当たり、会社法における社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しております。

【補充原則4-11-1.取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、定款において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。また、経営全般や営業、技術、生産などで豊富な経験と優れた見識を有している者を選任しております。

【補充原則4-11-2.取締役の兼任状況】

当社の取締役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。兼任する場合にはその兼任状況を毎年開示することとしております。

【補充原則4-11-3.取締役会全体の実効性に関する分析・評価の概要】

当社は、取締役会の実効性が確保されていることの確認や課題・改善点の洗い出し等を目的として、全取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対してアンケートを実施し、その結果をもとに分析・評価を行いました。

アンケートでは取締役会の構成、取締役会の運営、審議・議論の状況、社外取締役に対する情報提供、総合評価など5つの観点から17項目に ついて自己評価を求めた結果、当社取締役会の実効性は概ね確保されているとの評価を得ました。

なお、同アンケートにおいて意見があった点については、今後、必要な検討を行い改善に取り組むことで、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2.取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役については、経営全般に関する幅広い知識を有している者から選任しております。就任後は、必要に応じて外部研修を行っております。また、当社は取締役に対しトレーニングのメニューを提供しており、その中から選択して受講しております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な会話ができる場を設けることとしております。株主との対話は経営企画本部または管理本部を窓口とし、各担当取締役が面談に臨むことを基本としております。面談記録を作成し、その翌月の取締役会にて報告を行い、当社にとって有益と判断された内容につきましては前向きに対応することとしております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社明晃	4,495,000	17.18
ダイキン工業株式会社	1,350,000	5.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,289,817	4.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,254,000	4.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,069,200	4.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人香港上海銀行東京支店)	705,138	2.69
日本生命保険相互会社	621,439	2.37
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE FIDELITY FUNDS(常任代理人香港上海銀行東京支店)	603,800	2.30
株式会社りそな銀行	557,679	2.13
新晃持株会	452,139	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)^{更新}

氏名		会社との関係()										
以 有	属性		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
山田 積	他の会社の出身者											
藤田 充也	弁護士											
水村 健一郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 積			山田 積氏は、過去において株式会社日本触媒及び日本ポリエステル株式会社の取締役であったことがありますが、当社とそれらの会社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、社外役員の相互就任の関係にある先の出身者及び当社が寄付を行っている先又はその出身者ではありません。	社外取締役選任理由 他社役員として長年にわたり培われた企業経 営の豊富な経験や実績、幅広い知見を有して いるためであります。 独立役員指定理由 上記のほか、一般株主と利益相反の生じる恐 れがある事由が認められず、独立役員として 適切な独立性を有していると判断したためであ ります。

藤田 充也	藤田 充也氏は、最高検察庁検事を経て、 弁護士登録後は藤田・金山法律事務所の 代表弁護士に就任しておりますが、当社 との間に人的関係、資本的関係及び取引 関係その他利害関係はないものと判断し ております。また、同氏は、社外役員の相 互就任の関係にある先の出身者及び当 社が寄付を行っている先又はその出身者 ではありません。	社外取締役選任理由 検事、弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を当社の内部統制の改善並びにコンプライアンス強化に活かしていただき、同氏から客観的かつ適切なアドバイスが期待できるためであります。 独立役員指定理由 上記のほか、一般株主と利益相反の生じる恐れがある事由が認められず、独立役員として適切な独立性を有していると判断したためであります。
水村 健一郎		社外取締役選任理由 金融機関における長年の経験及び他社役員と しての高い見識と豊富な実績、財務及び会計 に関する相当程度な知見を有しているためで あります。なお、水村健一郎氏は、当社の主な 取引銀行である株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の出身でありますが、 同氏は同行を退職してから10年以上を経過し て当社社外取締役に就任しております。当社社 外取締役の就任にあたり、独立性に関し重要 性はないものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、常勤の監査等委員を2名確保していること及び内部監査室との連携・情報交換体制が機能していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置しておりません。監査等委員会が職務を補助すべき使用人を必要とした場合、取締役会で協議のうえ設置するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部統制システムを通じて内部監査室と実効的な連携を図っております。また、監査等委員会は、会計監査人が策定した監査計画の概要に基づき、定期的な意見交換会の開催等により適正な監査に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の経営陣の報酬は、業績に連動する現金報酬のほか、譲渡制限付株式を付与することといたしました。詳細は、当報告書「2.1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】の報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 ^{更新}

取締役の年間報酬総額 166百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無^{更新}

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬総額の限度内で、経営環境及び功績等を勘案のうえ、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は取締役会の決議により決定し、監査等委員である各取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当社の取締役(当社が報酬を支払う取締役で、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対して、原則月1回開催される取締役会の会議資料の事前配布を行うなど、管理本部等を通じて各種連絡、情報提供等のサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等<mark>・^{更新}</mark>

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小野 康宏	顧問	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営その他事項について助言を行っております。	非常勤·報酬有	2011/6/29	2020/6

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数更新

1名

その他の事項 ^{更新}

上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役副社長の退任日を記載しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、会社の機関設計として監査等委員会設置会社を選択しております。これにより当社における企業統治の体制は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会、経営の監査・監督機関として監査等委員会を設けるとともに、迅速な事業経営を推進するため執行役員制度を採用しており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名、監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)、執行役員15名(取締役兼務者5名を含む。)となっております。

取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務執行状況の監督等を行っております。取締役は、執行役員及び製造連結子会社の取締役が出席する業務統括会議など重要な会議へ参加し、執行役員等に対して業務の執行状況の報告を求め監督しております。

監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換及び会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握しており、また、常勤監査等委員が持つ社内の情報収集力と社外監査等委員が持つ高度な専門性・知識・経験等を有効に活かして情報交換を行うなど連携し、監査・監督の実効性を高めております。

当社グループの内部監査を行う部署として当社代表取締役直轄の内部監査室を設置しており、その人員は4名であります。内部監査室は、内部 監査計画に基づき内部監査を実施し、その監査結果について代表取締役及び監査等委員会に報告を行っております。また、会計監査人と情報を 共有するなど連携を図り監査の実効性が高まるよう取り組んでおります。

当社ではコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努めており、法令・定款及び社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口としております。

また、当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき 善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

当社の会計監査につきましては、会計監査人である新日本有限責任監査法人が実施しております。なお、会計監査の状況は次のとおりであります。

会計監査の状況

- ・公認会計士の氏名等 : 指定有限責任社員業務執行社員 藤田立雄、指定有限責任社員業務執行社員 谷間 薫
- ・所属する監査法人名 : 新日本有限責任監査法人
- ·監査業務に関わる補助者の構成: 公認会計士7名、その他補助者12名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会の設置により、取締役会の監査・監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと考えており、現状の体制を採用いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、法定の発送日よりも数日前の発送を目途として早期発送に努めておりま す。
その他	招集通知を当社ホームページのIR情報に関するページ(https://www.sinko.co.jp/ir/)に 掲載しております。

2.IRに関する活動状況

П	Rに関する活動状況		
		補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
	IR資料のホームページ掲載	決算短信及びその他の開示資料を当社ホームページのIR情報に関するページ(https://www.sinko.co.jp/ir/)に掲載しております。	
	IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部または経営企画本部を窓口としております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境貢献に対する基本的考え方を定めるため「環境方針」を決定しております。また、当社(東京社屋、大阪社屋、名古屋支社、SINKOテクニカルセンター)は、当社の製造連結子会社である新晃空調工業(株)とともにISO14001認証を取得しており、製造から販売に至る事業活動における環境負荷低減に努め、その継続的なモニタリングを実施するほか、省エネルギーに貢献する製品の開発及び拡販に努めております。なお、上記を含めたCSR活動の詳細は、当社ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

- 1.当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。
- (2) 当社取締役会は、コンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス室は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。
- 2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。

- 3.当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。
- (2) 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、 当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (3) 当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会の指揮のもと対応する。
- 4.当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、当社グループの取締役等の職務執行状況の監督等を行う。
- (2) 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。
- 5.当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。
- (2) 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループにおける業務の執行状況の確認・評価を行う。
- (3) 当社代表取締役は、内部監査室から報告を受け、取締役会で当社グループの業務の改善方針について審議を行い必要な対応を指示する。
- (4) 内部監査室は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制 の強化を支援する。
- 6.当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営企画本部担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。

7.当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を必要とした場合、取締役会で協議のうえ設置するものとしており、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとする。
- (2) 当該使用人は監査等委員会の補助業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。
- 8.当社および当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握する。
- (2) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は、SKグループ企業倫理相談窓口規程を当社グループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

重要な情報開示事項

- (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- 9.当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを 確保するための体制
- (1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査等委員会は、監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。
- 10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の基本方針において規定した反社会的勢力排除に向けた体制に基づき、SINKOグループ行動規範において、反社会的勢力とは一切の関係をもたない旨明記してグループ内に周知しております。また、当社独自の調査ならびに関係団体を通じた反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、反社会的勢力からの接触に備え対応マニュアルを整備するほか、現に接触があった場合には、当社の総務部門等において警察その他の関係団体等と連携をとり組織的に対応してまいります。

その他

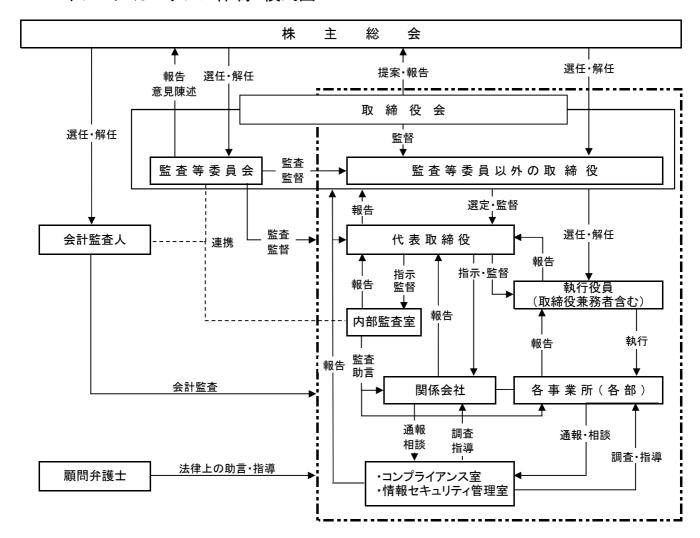
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレート・ガバナンス体制 模式図



2. 適時開示体制の概要 模式図

